

平成31年度 川場中学校学校いじめ防止基本方針 —安心して楽しく学べ誰からも応援される学校をつくる—

1 いじめ防止のための基本的な方針

- (1) 育てたい生徒像を目指した組織的な取り組み
 - ①感謝と思いやり、人を大切にする心を持つ生徒
 - ②進んで学習し基礎基本の定着と活用する力を身に付けた生徒
 - ③目標をもち、気力と体力を鍛え目標達成に向け地道に取り組む個性を伸ばせる生徒
- (2) 一人一人の個性やよさを認め合い、互いに支え合おうとする心情・態度の醸成・育成
- (3) 生徒はいじめをしてはならないことの徹底(いじめ防止対策推進法4条)
- (4) 全教育活動をとoshたいじめをしない、許さない心の育成
- (5) 教師によるいじめの見抜きと良好な人間関係構築のための支援

2 いじめ防止組織(「いじめ防止委員会」と称する)の設置

- (1) 構成員
 - ①生徒指導委員会(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭)構成員及びスクールカウンセラー
- (2) 活動内容
 - ①いじめ防止に関する計画立案及び評価改善を行う。
 - ②いじめへの対応方針の決定と対応管理を行う。
- (3) 開催
 - ①SC来校日(月1回程度)に合わせ、生徒指導委員会と兼ねて開催する。
 - ②その他必要時に開催する。

3 いじめの未然防止・早期発見に向けた具体的な取り組み

- (1) 分かる授業の実践
 - ①授業のねらいと手立て、評価項目を明確にし生徒一人一人が「分かる喜び」「できる喜び」「活用するよさ」を実感できる授業を実践する。
- (2) 望ましい生活習慣と道徳的実践力の向上
 - ①生活の指針を基に挨拶、返事、よい姿勢ができるよう場に即した指導をする。
 - ②学級、学年、学校行事等の場面で、「3正(正面・正義・正直)」の主体的な実践ができるよう事前・事中・事後の指導を行う。
- (3) 人間関係形成能力の育成
 - ①スクールカウンセラーとの連携協力による良好な人間関係構築のためのスキルアップ、また計画的なグループエンカウンター等の実施をとoshして人間関係形成能力を育成する。
- (4) 道徳授業をとoshした判断力・実践力の育成
 - ①道徳科を自分事として考え議論する授業に工夫改善し、「よりよい人間関係を築くために、相手の立場を尊重し、正義感をもって自律的に行動しようとする生徒」を育成する。
- (5) 情報モラルの育成
 - ①生徒を対象とした情報モラル講習会を開催し、携帯、インターネットなどの情報機器を活用したコミュニケーションの特性、危険性を知らせ、生徒の主体的な取組を促し、正しく判断し正しく行動できる生徒を育成する。
- (6) 教師の日々の取り組み
 - ①教師が、生徒とともに活動し状況を把握する。
 - ②登校時、朝の会などで生徒の出欠席及び心身の状況を把握する。
 - ③教師が、朝読書、授業、休み時間、給食時(準備・片付けを含む)、部活動、生徒会、専門部活動など生徒とともに活動し、個々の生徒が適切な人間関係の中で活動できているかを掌握する。
 - ④指導すべき状況は見逃さず、その場で指導する。
 - ⑤下校後の教室、机の整頓状態等、下駄箱などの状況を確認する。
 - ⑥システム手帳の点検をとoshして生徒の状況を把握する。

- ⑦養護教諭と連携する中で、保健室利用状況などを把握する。
- ⑧担任、副担任、顧問等は生徒の状況や変化を記録し、他の職員と情報交換する。
- (7)生活いきいきアンケートの実施をとおした実態把握と対応
 - ①生活いきいきアンケートを毎月実施し、教育相談担当はアンケートの結果を全職員に伝えるとともに、生徒指導委員会で全ての事案に対して検討し、必要な措置を講じる。アンケート用紙は1年間保管する。
 - ②教育相談担当は、関係職員が講じた措置内容を掌握・記録し、管理職などに報告する。
- (8)生徒の取り組み
 - ①生徒会活動を中心とし、生徒会テーマや専門部の活動といじめ防止活動を関連させて生徒主体のいじめ防止活動を推進する。
 - ②各学年で生徒会や専門部のいじめ防止活動と関連づけた取組を計画的に推進する。
 - ③生活いきいきアンケートを実施する。
- (9)保護者との協力
 - ①PTA行事等の機会を捉え、育てたい生徒の姿について説明し家庭での指導について協力を依頼する。
 - ②学校だよりなどを活用し、育てたい生徒の姿や具体的な望ましい生徒の姿を紹介し、理解を求める。
 - ③「いじめ発見のためのチェックリスト(家庭用)」(県教版)の配布と説明を行う。
- (10)小学校との連携協力
 - ①兄弟姉妹関係を踏まえた生徒指導に関する情報交換及び児童生徒が連携協力したいじめ防止活動を推進する。
- (11)関係機関及び地域との連携協力
 - ①役場保健福祉課、主任児童委員、駐在所、教育委員会、**SC**や**SSW**との情報交換を密接に行い、いじめの未然防止・早期発見に努める。

4 いじめやいじめが疑われる事案発生時の対応

- (1)情報取得と安全確保
 - ①いじめに関する情報を得た場合、情報を得た者は、他の職員と協力し、該当生徒の安全確保に努める。
- (2)情報の固定と削除要請
 - ①携帯、インターネットによるいじめの場合は、画面情報を印刷または保存するなど、その情報を固定する。
 - ②関係機関をとおして情報の削除を要請する。
- (3)概要の報告と対応方針の確認
 - ①情報を得た者は、該当生徒に関わる担任、学年主任及び生徒指導主事に連絡する。
 - ②生徒指導主事は、状況を管理職に報告するとともに、「いじめ防止委員会」を開催し対応方針を確認する。
- (4)事実確認
 - ①「いじめ防止委員会」の対応方針に従い、被害者、加害者、周囲にいた者などに事実確認を行い記録する。内容に間違いがないか生徒に再確認する。
 - ②事実確認については、複数の職員があたることを原則とする。
- (5)聴取内容の突き合わせ
 - ①被害者、加害者、周囲の者から聴取した内容を突き合わせ、聴取内容を整理する。
- (6)事実の再確認
 - ①不整合部分を再度、被害者、加害者、周囲の者から再確認し内容を整理する。
- (7)聴取内容の共通理解と対応方針の再確認
 - ①聴取内容を整理し、被害生徒・保護者、加害生徒・保護者への対応方針を確認する。
- (8)被害生徒の保護者への説明等
 - ①いじめに関する事実内容と今後の指導方針を説明し理解を求める。
- (9)加害生徒の保護者への説明等
 - ①いじめに関する事実内容及び被害生徒・保護者の思いを伝えると共に加害生徒の今後の健全な成長のための学校としての姿勢を説明する。

②家庭での指導協力及び学校との連携協力を依頼する。

(10) 早急な対応

- ①いじめが明らかになった場合の対応は、短期間の中で組織的に対応する。
- ②教師がその対応に集中し、他の生徒への配慮が疎かになると、別の事案が発生する可能性が増加する。

5 自殺、自殺未遂などの重大事態発生時の対応

(1) 報告・調査・結果の提供

①教育委員会への報告

・重大事態が発生した場合は、校長又は教頭が川場村教育委員会に速やかに報告する。

②重大事態調査組織の設置

・川場村教育委員会の判断により学校又は教育委員会に重大事態調査組織「以下『調査委員会』と称する」を設置する。

③学校を調査主体とする『調査委員会』の構成員

・上記③の調査委員会の構成員は次のとおりとする。校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー及び学校評議員、学校関係者評価委員

④調査の実施

・事実関係を明らかにするため『調査委員会』による調査を実施する。

⑤調査結果の提供

・『調査委員会』は調査結果について、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 該当生徒・保護者への対応

①弔意(自殺の場合)表明と状況把握

・連絡後直ぐに校長又は教頭及び担任が出向き、弔意を表すとともに状況を把握する。

・調査委員会による調査を実施し、結果を早急に提供する旨を伝える。

(3) 生徒への対応

①教育的な配慮を踏まえながら重大事態の状況を説明する。

②学校としての対応方針について説明する。

(4) PTA役員及び全校保護者への対応

①PTA役員への報告と対応方針の説明

・上記(2)①により把握した内容の報告と今後の対応方針についての説明を学校長が行う。

②緊急保護者会の開催

・学級連絡網及び学校緊急メールを活用し、緊急保護者会の開催について各担任、教頭が周知する。

③緊急保護者会の概要

・重大事態の概要と学校としての対応方針及び対応状況、今後の対応について説明する。

・生徒の心のケアを進めるため関係機関への派遣を依頼する旨を知らせる。

・家庭での心の安定について協力を求める。

(5) 報道機関等への対応

①対応窓口については校長に一本化し、発表方針を決定する。

・発表内容の決定(謝罪表明、状況説明、対応説明、原因説明、対策説明、姿勢説明)

・会見者(校長、教頭)、補助者の決定

②緊急記者会見用資料の作成(別紙参照)

・家庭での心の安定について協力を求める。

③想定問答集の作成

(別紙)

緊急記者会見用資料(項目例)

報道関係者各位

平成30年〇〇月〇〇日
川場村立川場中学校

(タイトル)

(事件・事故概要及びコメント等を分掌で記載概要)

1 経緯

- ・概要で示した内容を、より詳細に記述する。
- ・記載方法は自由(文章形式、時系列順に箇条書き等)

2 原因

- ・会見時点で判明している内容を記載

3 今後の対策等

- ・必要に応じて、今後の対策だけでなく、学校としての見解や方針等。「1. 経緯」や「2. 原因」には該当しないが対外的に伝えておくべき内容を記載する。

本件問合せ先	
川場村立 川場中学校	
(職・氏名)	
住所	利根郡川場村谷地2494
電話	0278-52-2331
FAX	0278-52-2481